

被害者法律援助制度の国費化に関する当面の立法提言

2012年（平成24年）3月15日

日本弁護士連合会

第1 提言の趣旨

現在，当連合会が日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）に委託して実施している被害者法律援助事業（以下「援助事業」という。）について，事業の内容を以下のとおり整備し，援助費用については全面的に国費負担とすべく，総合法律支援法をこれに沿って改正すべきである。

1 無料法律相談制度の創設

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第17条所定の罪（故意の犯罪行為により人を死傷させた罪，強制わいせつ，強姦の罪等）の被害者について，事件発生直後から刑事裁判の終了に至るまでの間，資力を問わず，弁護士による法律相談を無料で受けることができる制度を創設する。

2 国費による援助制度

無料法律相談を通じ，援助の必要性及び相当性が認められた場合，弁護士の持込みによる援助申込みを可能とする（現行制度のとおり）。

3 援助の対象となる行為

援助の対象となる行為は下記のとおりとする（現行制度の対象から検察審査会への申立てを除く。）。

- (1) 被害届提出
- (2) 告訴・告発
- (3) 事情聴取同行
- (4) 法廷傍聴付添い又は少年審判傍聴付添い
- (5) 修復的司法の一環としての加害者側との対話
- (6) 刑事手続における和解の交渉
- (7) 犯罪被害者等給付金申請
- (8) 報道機関への積極的な対応，折衝
- (9) その他DV事件でのシェルターへの保護など犯罪被害者支援のために必要な活動

4 国選被害者参加弁護士・民事法律扶助との関係

当面の間，国選被害者参加弁護士制度及び民事法律扶助制度の対象行為は，

援助事業の対象外とする。ただし、いずれの制度も援助事業と併存して利用可能とする。

第2 提言の理由

1 援助事業の意義

(1) 現行の援助事業

援助事業とは、法テラスが綜合法律支援法第30条第2項に基づき、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）から委託を受けて行っている法律援助事業のうち、犯罪被害者の援助に関するものをいう。

現行の援助事業は、生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた者又はその親族若しくは遺族（以下「犯罪被害者等」という。）のうち、一定の資力要件を下回る者を対象に、弁護士による援助の必要性和相当性を要件として、弁護士報酬や費用等を援助するものとなっている。

(2) 援助事業の持つ意義

資力の乏しい犯罪被害者等が弁護士の援助を受ける制度としては、援助事業のほかに、国選被害者参加弁護士制度や民事法律扶助制度が存在する。

しかし、国選被害者参加弁護士制度は、刑事訴訟法第316条の34から第316条の38までに規定する行為を弁護士に委託しようとする被害者参加人を対象とするものであって（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第5条）、被害者参加以外の行為を委託しようとする被害者は、これを利用することができない。

また、民事法律扶助制度は、民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民等を対象とするものであり（綜合法律支援法第30条第1項第2号）、民事裁判等手続以外について弁護士の援助を希望する被害者は、利用することができない。

これに対し、現行の援助事業は、被害届提出・告訴・告発や、事情聴取同行、法廷傍聴付添い（被害者への証人尋問の際の付添い、意見陳述の際の付添い等）、刑事手続における和解の交渉（刑事手続に付随する示談交渉を含む。）等、幅広い行為を援助の対象としており、犯罪被害者等にとって有用性が高い。

また、国選被害者参加弁護士制度は、参加決定を受けた後、すなわち加害者の公訴提起後にしか援助を受けられず、民事法律扶助制度も、相手方を特定しなければ機能しないのに対し、現行の援助事業は、犯罪の発生直後から

利用することができ、犯罪被害者等に対し、早期の機動的な援助を提供することが可能となっている。

さらに、現行の援助事業は原則として償還不要とされており、償還を前提とする民事法律扶助制度に比べ、被害者等の負担も軽微である。

このように、現行の援助事業は、犯罪被害者等に対し、被害発生直後の早い段階から、参加や損害賠償請求に限らない広汎な援助を、経済的負担なくして提供することが可能な制度であり、資力の乏しい被害者等にとって、必要性が極めて高い重要な事業となっている。

2 国費負担の必要性

- (1) そもそも、公費による弁護士選任は、犯罪被害者等基本計画における重要な検討項目の一つとなっている。また、同計画に基づいて設置された「経済的支援に関する検討会」は、犯罪被害者等法律援助事業について、同事業が果たす役割の重要性に鑑み、「犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図られるよう努めるべきである」との中間取りまとめを発表している。

援助事業は、本来、国が支えるべきものというべきである。

- (2) 現行の援助事業は、日弁連がその会費から事業費用を支出し、法テラスに業務を委託する形で継続させている。

しかしながら、援助事業制度の周知が進むにつれて利用件数も大きく伸長し、それに伴って弁護士報酬等の支出が増大しており、常に財源問題を抱える状況になっている。

日弁連では、2011年2月に援助事業の事業費に充てるべく特別会費を創設して当面の財源を確保することとしたが、利用件数の増大数は予測不可能であり、いつまた財源不足に至るやもしれず、その事業の存続は決して安定したものではなくなっている。

- (3) ところで、民事法律扶助制度は、財団法人法律扶助協会が自主財源で運営していたところ、2000年10月の「民事法律扶助法」の施行により、全面的に国費化され、さらに2006年10月の「総合法律支援法」の施行により、法テラスの本来事業とされるに至った。

現在、被疑者、少年については、法テラスの本来事業として被疑者国選、国選付添人制度が限定的ながら存在するが、被害者については、国選被害者参加弁護士のみが制度化されているだけで、捜査段階での被害者援助における弁護士報酬等については、何ら国費が支出されていない状況にある。

そこで、被害者援助事業の意義、必要性、また、いまだ十分ではない被疑者、少年との関係でさえ取扱いに差異が生じている現状に鑑みれば、被害者

援助事業も、法テラスの本来事業として、国費化されるべきである。

なお、現行制度の対象である検察審査会への申立てについては、同申立てが時期や回数を問わずに可能であることから、制度設計上、国費化の対象とすることは困難であるものと考え、今回の提言対象からは除外した次第である。

3 無料法律相談制度創設の必要性

(1) 現行の援助事業では、援助の対象となる活動にかかわる法律相談については、弁護士による法律相談を無料で受けることができる。しかしながら、この無料法律相談にも資力要件が課されているため、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第17条所定の罪（故意の犯罪行為により人を死傷させた罪，強制わいせつ，強姦の罪等）の被害者であっても、資力要件を満たさない限り、無料法律相談は利用できない。

(2) 現行の援助事業は、弁護士の持込みによる援助申込みを前提とし、援助の必要性と相当性を弁護士が事前にチェックすることを可能としている。援助事業を国費化した場合も、その適正な運用を確保するためには、弁護士による法律相談を前置し、援助申込みに先立って援助の必要性と相当性を審査することが望ましい。この点については、被疑者国選制度において、私選紹介手続の前置が定められている趣旨と同様である。

他方、資力に乏しい被害者や、事件によって経済的な打撃を受けている被害者に対し、援助事業の利用に先立って自費での法律相談を強いることは、弁護士に対するアクセスを阻害し、制度の円滑な利用を損ねる結果となってしまう。

そうであれば、援助の申込みに先立って被害者の弁護士に対する法律相談を前置し、制度の適正な運用を確保しつつ、当該法律相談は資力を問わない無料のものとして、被害者の弁護士に対するアクセスを容易にすることが相当である。

そこで、援助事業を、法テラスの本来事業として国費化した場合、その対象となる犯罪被害者等については、資力を問わない無料法律相談制度が創設されるべきである（ただし、持込みによる援助申込時には、現行制度どおりの資力要件が課されることになる。）。

4 援助事業の現状と将来予想される件数

(1) 援助事業については、2007年10月以降、日弁連から法テラスに委託されているところ、その件数は以下のとおりである。

	法律相談件数	法律相談費用	代理援助件数	代理援助費用
平成19年度	11件	147,000円	115件	14,567,500円
平成20年度	44件	873,922円	334件	43,761,423円
平成21年度	71件	1,383,250円	444件	56,734,603円
平成22年度	101件	1,711,000円	527件	59,312,736円

平成19年度は、2007年10月から2008年3月まで

このとおり、援助事業の利用件数、援助額ともに増加傾向にあり、この勢いは国選被害者参加制度が導入されても維持されている。

なお、平成23年度の申込件数は、約8か月が経過した2011年12月13日時点で426件であり、引き続き増加傾向にある。

(2) 対応体制があること

犯罪被害者支援については日弁連の犯罪被害者支援委員会に対して全ての弁護士会から委員が派遣されており、各弁護士会に受け皿となる人材が育っている。

そして、各弁護士会には、法テラスが実施している「犯罪被害者支援に経験や理解のある弁護士制度」及び「国選被害者参加弁護士制度」について法テラスと契約している弁護士が複数名いる。

このように全国で対応体制が確立している。

(3) 予想予算額

日弁連の日本司法支援センター推進本部法律援助部会の事業計画(案)における平成24年度の予想件数は730件であり、実績1件当たりの平均単価11万3000円より算出される予想予算額は約8249万円(通訳費用を除く。)である。

以上